

佐賀県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年六月十二日から平成二十一年七月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山崎町切線	唐津市相知町湯屋字本谷九八番一 地先から 唐津市相知町田頭字岸ノ下二二四 番一 地先まで	平成二一・六・一一